

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第3条 略 (利益の処分等) 第4条 略 2 略	第1条～第3条 略 (利益の処分等) 第4条 略 2 略 <u>3 前項第1号及び第3号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。</u>
第5条～第8条 略	第5条～第8条 略